

第8期

日野町高齢者福祉計画 介護保険事業計画

令和3年3月 日野町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 法令等の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 日常生活圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 要介護認定者数及び認定率の推移・・・・・・・・・・・・ 9
3. 健康寿命の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 計画の目標と取り組み(地域包括ケアシステムの構築)

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 地域包括ケアシステムについて・・・・・・・・・・・・・・ 14
3. 日野町の地域包括ケアシステム・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 3-1. 自立支援、介護予防、重度化防止の推進
 - 3-1-1. 介護予防(いきいき・かみかみ百歳体操)の推進
 - 3-1-2. 介護予防(ぼかぼか教室)の推進
 - 3-1-3. フレイル、体力測定の実施と評価
 - 3-1-4. 介護予防普及啓発
 - 3-2. 在宅医療・介護連携の推進
 - 3-3. 地域ケア会議の推進
 - 3-4. 生活支援体制整備事業の推進
 - 3-5. 認知症施策の推進
 - 3-6. 効果的効率的な介護給付の推進
 - 3-7. 小規模多機能型居宅介護事業の推進
 - 3-8. 介護人材確保及び資質向上の取組
4. 包括的支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 4-1. 地域包括支援センターの設置
 - 4-1-1. 介護予防マネジメント事業
 - 4-1-2. 総合相談支援業務
 - 4-1-3. 権利擁護事業
 - 4-1-4. 包括的、継続的ケアマネジメント事業

5. 任意事業	23
5-1. 成年後見制度利用支援事業	
5-2. 介護給付費等費用適正化事業	
5-3. 家族支援事業	
6. 高齢者健康づくり事業	23
6-1. 健康診査	
6-2. 健康相談	
6-3. 健康教育	
6-4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
7. 高齢者福祉事業	24
7-1. 高齢者自立支援センターの管理運営	
7-2. 緊急通報用電話の設置	
7-3. 無料法律相談書の設置	
7-4. 寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者の慰問激励	
7-5. 災害時における支え愛地域づくり促進事業の実施	
8. 生きがい活動	25
8-1. 老人福祉センター	
8-2. 敬老事業	
8-3. おしどり学園	
8-4. ふれあいサロン	
9. 社会参加の促進	25
9-1. 老人クラブ活動への支援	
9-2. ボランティア活動の支援とライフサポート事業の推進	
10. 自立支援・介護予防・重度化防止及び介護給付の適正化への 取組と目標	26

第4章 介護保険サービスの利用状況

1. 介護給付費の推移	29
2. 第7期介護給付費の実績	30

第5章 第8期介護給付費等見込み及び保険料

1. 第8期介護給付費推計	35
2. 所得段階別被保険者数	37
3. 第8期介護保険料算出	38
4. 所得段階別第8期介護保険料	39

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでいます。

令和 7(2025)年に団塊の世代が 75 歳以上となり、令和 22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口のピーク、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急増が見込まれます。

本町の場合は、令和 2(2020)年に 1,453 人の 65 歳以上人口が、令和 22(2040 年)に 854 人になると推計し、高齢化率は 5 割を超えると見込んでいます。

このような超高齢化が進む本町において、高齢者が安心して人生の最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができる仕組み「地域包括ケアシステム」の構築が重要となってきます。

地域の医療・介護の関係機関が連携して、継続的な在宅医療・介護の提供が行える体制の構築、地域住民の支え合い・助け合いの創出、高齢者の社会参加の促進など、本町の特性に応じた「地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指します。

2. 法令等の根拠

日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき策定するものです。

本町における高齢者に対する福祉施策の基本的な方向を明らかにして、福祉サービス、介護サービスを総合的に、また、計画的に推進するための「高齢者全般的にわたる総合的な計画」という位置づけになります。また、計画の策定にあたっては、本町及び県や国の関係諸計画との連携・整合性を図ります。

○老人福祉法(抄)
(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

○介護保険法(抄)
(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

3. 計画の基本的視点

計画の策定にあたっては、次の基本理念に基づいた基本目標に沿って計画の策定を推進します。

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めます。

- ① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業の効果的な実施)
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化(参考:基本指針より)

4. 計画期間

本計画は、3 年ごとに見直しを行うこととし、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 か年計画とします。

計画期間	H30 (2018)	R1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
計画期間 (3 年間)	第 7 期計画								
				第 8 期計画					
							第 9 期計画		

5. 計画の進行管理

本計画の策定については、日野町介護保険事業計画等策定委員会で審議を行いました。サービス供給体制の整備や計画推進に向けた取り組み等、計画の実施状況を分析評価する必要があるため、日野町介護保険事業計画等策定委員会において、達成状況を把握するとともに、次期計画に向けて見直し、充実について協議していきます。

また、地域包括支援センターについても、同センターが公正・中立の観点から運営されているかどうか等を点検・評価し、本計画とあわせて協議していきます。

回数	開催日	主な審議内容
1回	<u>令和2年12月1日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>日野町介護保険財政について</u> ・<u>第8期介護保険料推計について</u> ・<u>地域包括ケアシステムの推進等について</u>
2回	<u>令和3年1月20日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険に関する政令等の改正について</u> ・<u>第8期介護保険料の再推計について</u> ・<u>地域包括支援センターの活動報告について</u>

6. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域で安心して日常生活を送ることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

本町では、町全体を1圏域として設定して地域における高齢者福祉の充実を図ります。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口構造

本町の人口は、年々約 80 名程度減少し続けています。

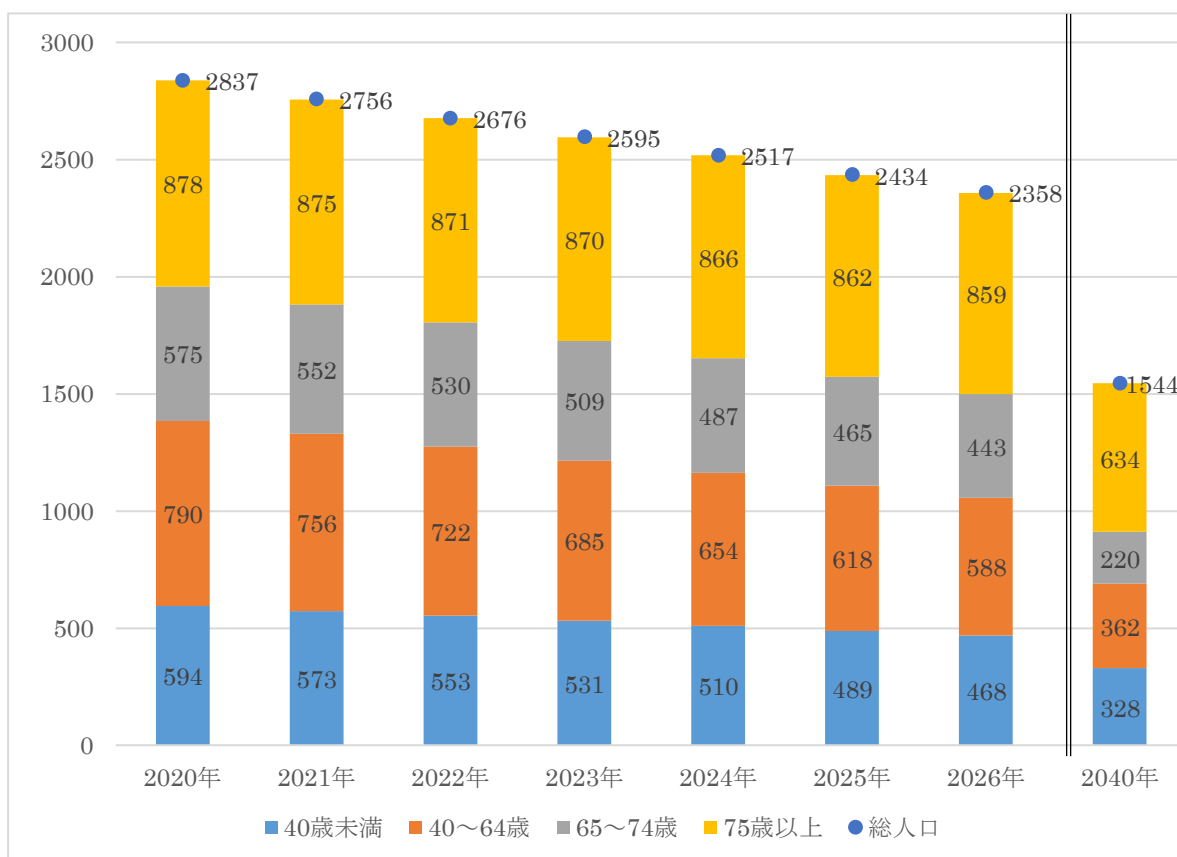
また、65 歳以上人口より、65 歳未満人口の減少が大きいため、高齢化率は年々増加していき、8 期計画では高齢化率が 5 割を超える時代に突入すると見込んでいます。
(高齢化率=65 歳以上人口/総人口)

(単位:人)

人口区分	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
40 歳未満	594	573	553	531	510	489	468	328
40～64 歳	790	756	722	685	654	618	588	362
65～74 歳	575	552	530	509	487	465	443	220
75 歳以上	878	875	871	870	866	862	859	634
総人口	2,837	2,756	2,676	2,595	2,517	2,434	2,358	1,544
高齢化率	51.2%	51.7%	52.3%	53.1%	53.7%	54.5%	55.2%	55.3%

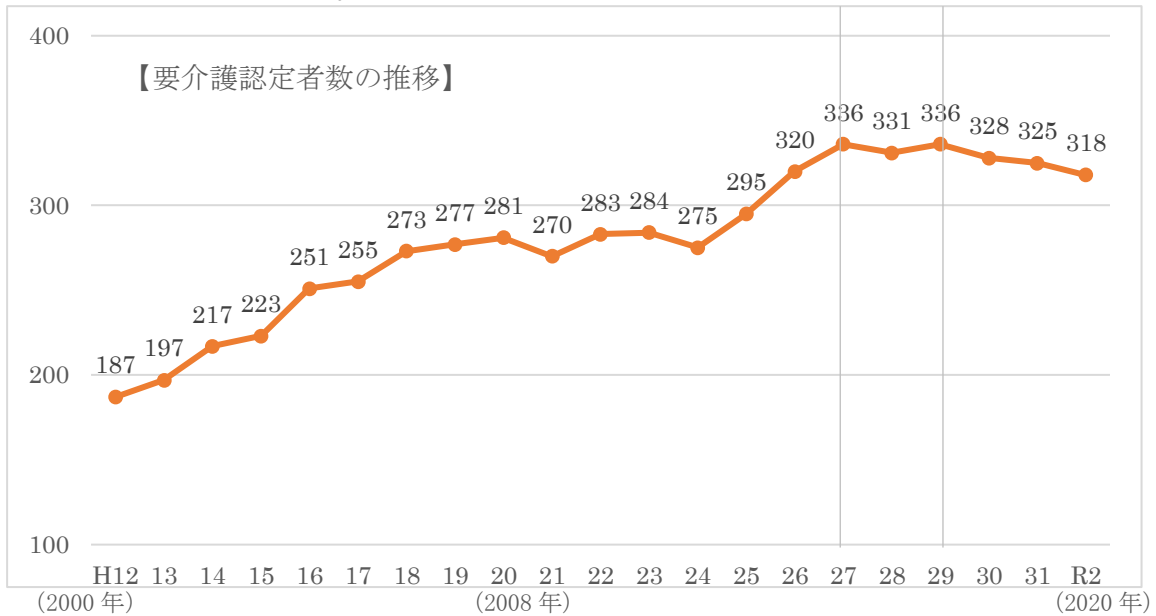
※国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」及び第2次きらり日野町創生戦略をもとに推計

※【参考】令和 2 年 10 末現在日野町高齢化率=49.45%

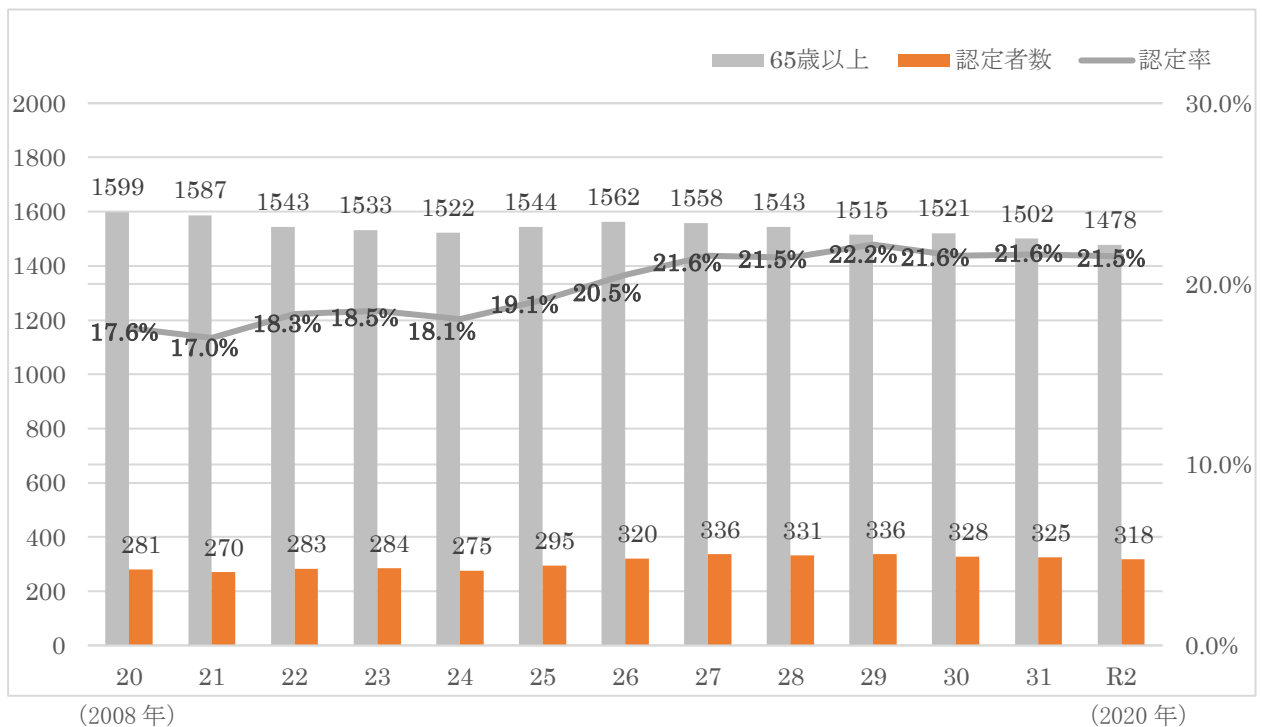


2. 要介護認定者数及び認定率の推移

本町の要介護認定者数は平成 27 年から平成 29 年のピーク時に比べると、近年は若干減少傾向にあります。



一方、65歳以上の人口に対する介護認定率は、第7期計画時には平成27年から平成29年度の間、一時的に横ばいで推移したと見込み、平成30年から令和2年までの3年間は伸びると予想していましたが、大きく伸びることなく、認定率は均衡を維持しています。



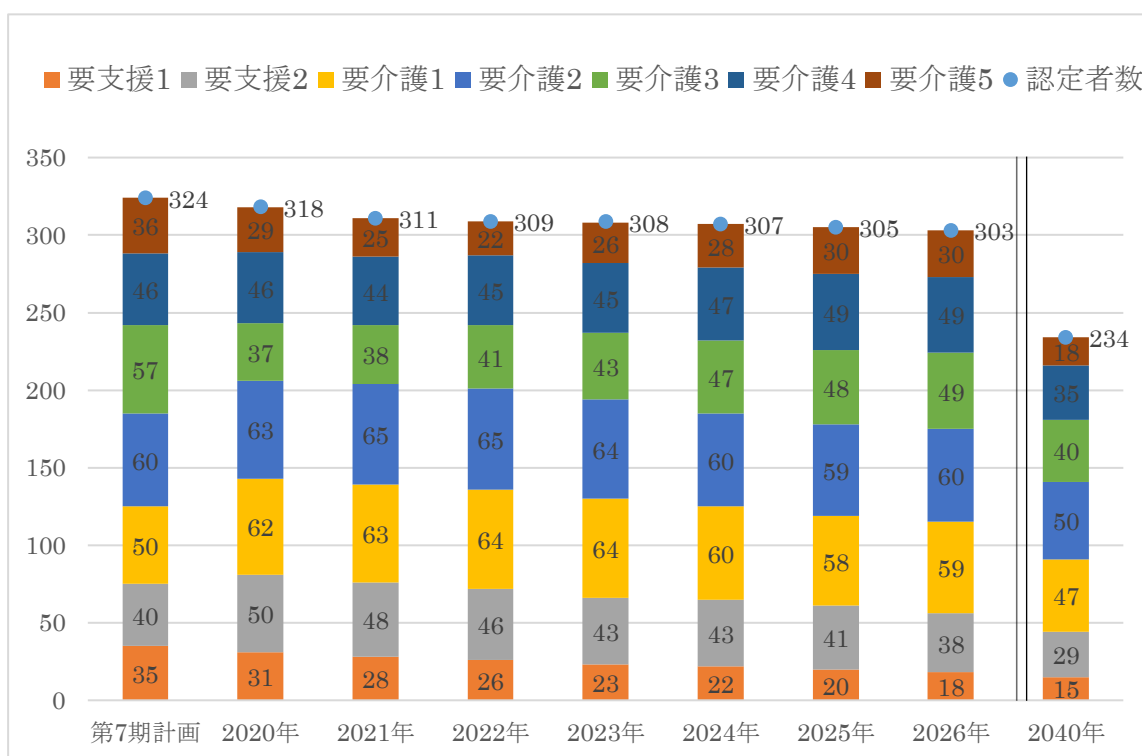
認定率の推計において、第7期計画書では0.4%ずつ認定率が伸びていく推計でしたが、近年の状況を勘案しゆるやかに増えると想定し年間0.3%増加していく見込みとします。

(単位:人)

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
認定率	21.5%	21.8%	22.1%	22.4%	22.7%	23.0%	23.3%	27.5%
認定者数	318	311	309	308	307	305	303	232
(内訳)	要介護5	36	29	25	22	26	28	30
	要介護4	46	46	44	45	45	47	49
	要介護3	57	37	38	41	43	47	49
	要介護2	60	63	65	65	64	60	60
	要介護1	50	62	63	64	64	60	59
	要支援2	40	50	48	46	43	43	41
	要支援1	35	31	28	26	23	22	20

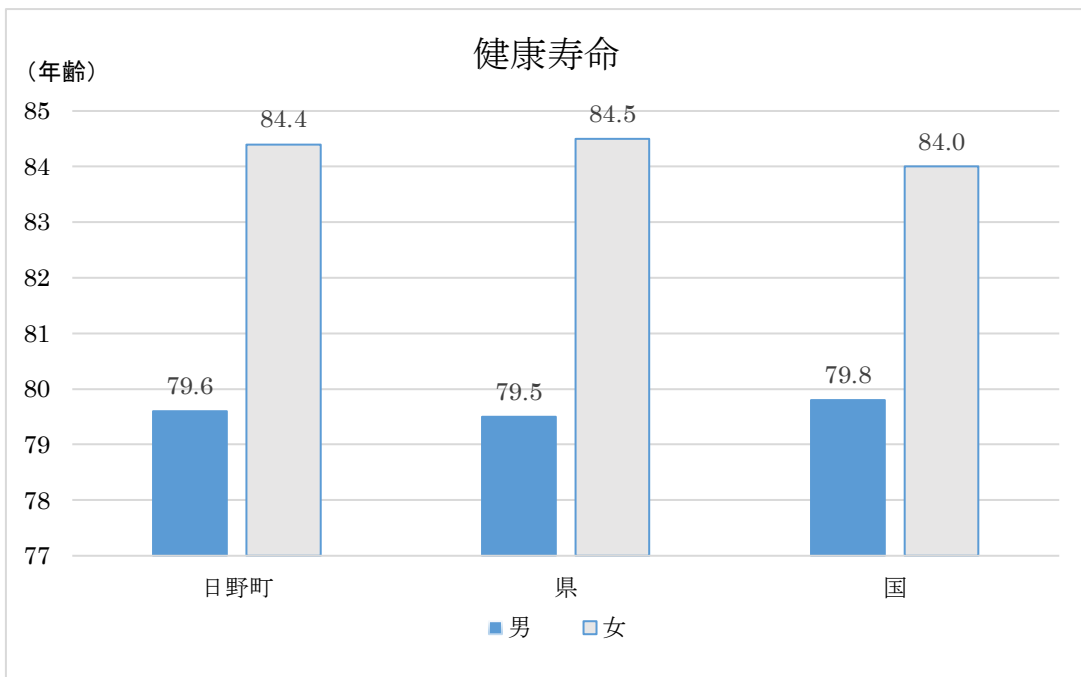
※認定者数・・・65歳以上人口×認定率

認定者数の内訳について、第7期計画時の推計認定者数と2020年の認定者を比べると、要介護3から要介護5の認定者が減少している一方で、要介護1から要介護2の認定者は増加しており、今後少しずつ重度化する可能性があることを見込んだ推計としました。



3. 健康寿命の状況

本町の健康寿命は、男性79.6歳、女性84.4歳となっています。KDB システムでは、「日常生活が自立している期間の平均」を指標とした健康寿命を算出し、「平均自立期間」と呼称しています。介護受給者台帳における「要介護2以上」を「不健康」と定義して、算出したものです。「要支援・要介護」を「不健康」とした場合は、男性78.2歳、女性81.5歳となっています。不健康な期間は男性より、女性の方が長くなっています。今後は健康寿命が延びることが望まれます。



国保データベース(KDB)令和2年度(累計)より

日野町	男	女
平均余命	81.3歳	87.7歳
健康寿命	79.6歳	84.4歳
差(不健康な期間)	1.7歳	3.3歳

国保データベース(KDB)令和2年度(累計)より

第3章 計画の目標と取り組み (地域包括ケアシステムの構築)

1. 基本理念「高齢者が安心して生きいきと暮らせるまちづくり」

高齢化社会の進展に伴い、誰もが積極的に健康な暮らしを求め、お互いに温かい心で支えあい安らぎに包まれた地域社会の実現が必要となっています。本町では、社会参加を通じた生きがいづくりをはじめ、健康づくりや介護予防などの推進等、高齢者への様々な施策を進めてきました。

日野町第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、「高齢者が安心して生きいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として、その実現を図ります。

これらは、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において安心して生きいきと暮らし続けられる地域社会づくりを目指すものです。

○個人の尊厳

住民の一人ひとりが個人として尊重されながら健康で生きがいを持った暮らしができることを第一に考えます。高齢者においても、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送ることを尊重します。高齢者を取り巻く環境は、核家族化の進行や少子化、介護者の高齢化など不安な要素が多分にあります。このような中、各種サービスの提供にあたっては状況に応じた自己選択・自己決定権を尊重します。

○サービスの質の向上

高齢者保健・福祉サービスでは、保健・医療・福祉が連携し、利用者のニーズに沿った多様なサービスの組み合わせによる統合化したサービスの提供に努め、単なる介護面の支援にとどまることなく生活支援の観点からもサービスの提供を行います。

また、介護サービスでは、地域包括支援センター主催による地域ケア会議の開催により、サービスの要である介護支援専門員との連携及び資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの確保を図ります。

○地域支援協力体制の確立

安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制を構築する必要があります。そこで社会福祉協議会や防災担当部署等とも連携し地域全体で高齢者を支える地域の支援協力体制(コミュニティ)の形成に努めます。

【高齢者にもやさしいまちづくりの推進】

- ・高齢者が移動しやすい環境整備(タクシー助成等)
- ・災害時の救護体制
- ・防災環境の整備
- ・防犯・交通安全体制の整備

○地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

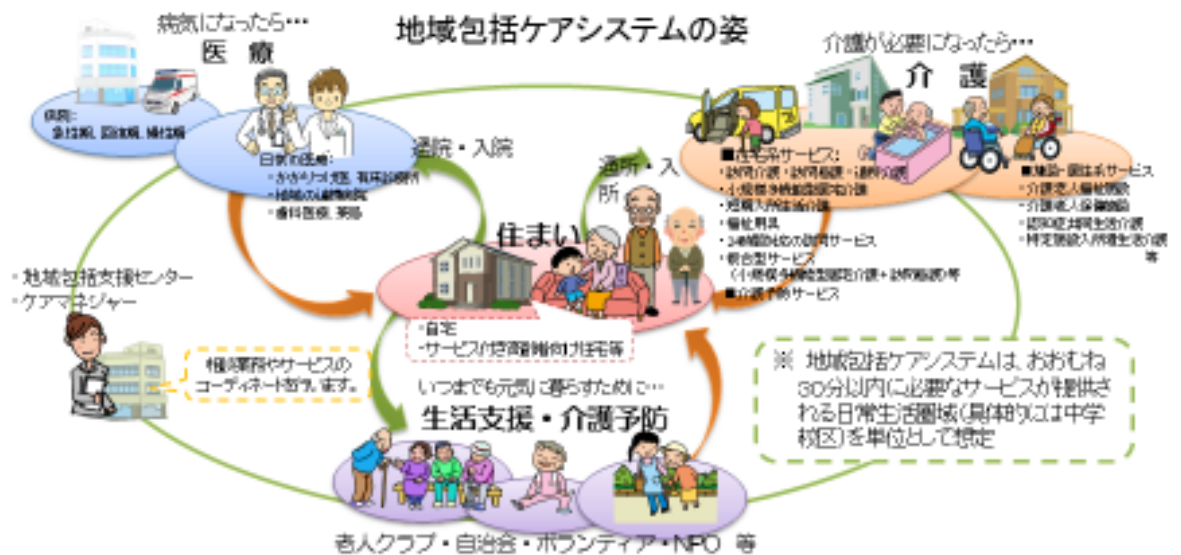
「地域共生社会」の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を推進します。

2. 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



地域包括ケアについて

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

3. 日野町の地域包括ケアシステム

本町の高齢者が、いつまでも住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、本町の特徴に応じて以下の取り組みの充実を図ります。

3-1. 自立支援、介護予防、重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう支援することや、要介護又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止を理念としています。

このため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進、他事業との連携など、地域の実態や実情に応じた様々な取組を推進します。

効果的なアプローチを実践するため、地域における医師、リハビリテーション専門職、歯科衛

生士、管理栄養士、看護師、保健師等の幅広い医療専門職の関与を得ながら取組を推進します。

また、効果的・効率的な取り組みとなるようデータや指標を活用し、PDCA サイクルに沿って取組を進めることが重要です。

3-1-1 介護予防事業(いきいき・かみかみ百歳体操)の推進

この体操は、自立支援・重度化防止・介護予防・認知症予防・地域の居場所や生きがいを目的として、平成28年度にモデル事業として3か所で開始しました。令和2年度は32団体に増え、339の方が毎週1から2回、地域の集会所で各地区の住民が主体的に体操をされています。地域包括支援センターは、体験講座の開催、研修、相談、物品の貸与、アンケート調査などを通じて支援を継続します。今後も実施団体が増えるよう取り組みを推進します。

	団体	人数	曜日	開始時間	会場
1	根雨 健康教室	8	水	13:30	町公舎
2	黒坂体操グループ	10	火	13:20	町公民館
3	舟場昭和会	17	月	9:00	舟場コミュニティセンター
4	黒坂2区ぼかぼか教室	12	月	13:30	黒坂2区集会所
5	ひまわりの会(高尾)	8	水	13:30	高尾公会堂
6	下黒坂沼南クラブ	23	金	9:00	下黒坂ふれあい会館
7	下榎隣保館	10	木	13:30	老人憩の家
8	黒坂1区自治会	9	水	13:30	黒坂1区集会所
9	サークル・プラチナ(根雨1区)	8	月	13:30	根雨1区集会所
11	黒坂3区	9	金	13:00	黒坂3区集会所
12	黒坂6区体操グループ	5	月	13:30	黒坂6区集会所
13	諏訪ナデシコ	9	水	13:00	諏訪集会所
14	根雨5区 福寿会	15	火・木	14:00	山村開発センター
15	横路部落	5	火	13:00	横路集会所
16	金持	16	火・木	9:00	金持公民館
17	真住公民館(ぼかぼか教室)	13	水	13:30	真住公民館
18	和老会(根雨3・4区老人クラブ)	11	火	13:30	日野町公舎
19	畑ビューティーズ	3	水	13:30	畑公民館
20	根雨6区 宝仏山会	11	水・金	13:20	山村開発センター
21	貝原 いちょうの会	13	金	9:00	貝原集会所
22	黒坂5区いきいきグループ	11	火	10:00	日野町公民館
23	たんぼぼ(野田)	8	木	13:30	野田みちくさの館

24	たきさん体操クラブ	6	水	13:30	中菅農業構造改善センター
25	荒神原スカーレット	6	火	13:30	上上菅林業組合 (荒神原集会所)
26	安原 やっちら会	11	土	13:00	安原集会所
27	上本郷「水曜の会」(わたり茶屋)	10	水	10:00	上本郷公民館
28	下上菅 水仙 クラブ	12	水	14:00	下上菅集会所
29	奥渡 令和会	15	金	13:30	奥渡公民館
30	黒坂7区 ようがいさん	18	土	18:00	黒坂7区集会所
31	和やかグループ(漆原)	8	水	13:00	漆原集会所
32	中菅中央自治会	8	水	13:30	中菅公会堂

339

2020年12月1日現在

3-1-2 介護予防事業(ぽかぽか教室)の推進

平成16年度から地域ぐるみの介護予防教室として各地区の集会所で、ぽかぽか教室を開催しています。体力低下や閉じこもりを防ぎ、自分のことができて自由に元気で暮らすことができる「健康寿命の延伸」を目的としています。

いきいき百歳体操事業や保健部門と連携して医師、リハビリ、認知症地域支援推進員、管理栄養士、運動指導員、保健師等の専門職が関与することで、知識や意欲の向上を目指します。コロナ感染症対策に十分留意して取り組みます。

3-1-3 フレイルチェック・体力測定の実施、評価と指導

令和2年度から開始したフレイルチェックを続けて実施します。高齢者におけるフレイル状態を把握、早期発見、評価、適切な対応でフレイルの状態から健常に近い状態へ改善することを目指します。

3-1-4 介護予防普及啓発

介護予防の知識を普及・啓発していくため、積極的に広報紙等への掲載、防災無線での周知、パンフレットの作成・配布、講演会等を実施しています。

3-2. 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅医療と介護の一体的な提供に向けて、関係者の連携を推進することを目的とします。

入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、見取り、認知症の対応力強化、感染症や災

害時の対応などの様々な局面において支援できるよう連携を推進します。

町内では主に地域ケア会議や事例検討会を中心に連携に努めています。また、平成28年度から市町村、県福祉保健局、西部医師会等の団体などが参加する西部圏域在宅医療・介護連携に係る意見交換会において、広域連携にも取り組んでいます。内容は、医療・介護連携ガイドの作成、入退院時の情報連携、薬剤師会、医師会等との連携、研修会の開催、処遇困難ケースの勉強会等です。

3-3. 地域ケア会議の推進(多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築)

地域ケア会議の開催を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域支援ネットワークの構築を進めることが重要です。

地域包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービス事業所や医療機関、民生委員等の関係者との連携に努めます。地域ケア会議において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握、計画、実施、評価のPDCAサイクルによるサービス向上を推進します。

＊「令和2年度日野町地域包括ケアシステム構築事業」(7年目)

鳥取大学医学部地域医療学講座に委託し、地域ケア会議及び見える事例検討会への医師参加助言、健康講座の開催、住民の健康意識の向上教育など地域包括ケア構築のための多職種連携等に支援いただいています。

3-4. 生活支援体制整備の推進

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人など生活支援の必要がある高齢者が増加しているため、多様な生活支援サービスを提供することが必要です。高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体を中心となり、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出などを通じ、サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実に取り組みます。一方、高齢者自身が社会参加し役割を持つことが生きがいや介護予防につながります。「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

3-5. 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域の慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、次の柱に沿って施策を推進します。

1) 普及啓発・本人発信支援 2) 予防 3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4) 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援

＊「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

認知症総合支援事業

(認知症初期集中支援推進事業・認知症地域支援・ケア向上事業等)

本町の要介護認定者でⅡa以上の方(日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動がみられる状態)が、令和2年10月現在212人(66.5%)です。年々高齢化が進む本町では、今後も認知症の方の増加が予測され、対策の充実が必要です。

平成30年度から認知症初期支援チームを設置するとともに、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方が本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように、支援の充実に努めています。

厚生労働省が行った平成28年度国民生活基礎調査結果で、介護が必要になった主な原因の1位が認知症とされています。

【平成28年度国民生活基礎調査「介護が必要になった主な原因」】

要介護度	1位	2位	3位
要支援1	関節疾患 17.2%	高齢による衰弱 16.2%	脳血管疾患(脳卒中) 15.2%
要支援2	骨折・転倒 18.4%	関節疾患 14.7%	脳血管疾患(脳卒中) 14.6%
要介護1	認知症 24.8%	高齢による衰弱 13.6%	脳血管疾患(脳卒中) 11.9%
要介護2	認知症 22.8%	脳血管疾患(脳卒中) 17.9%	高齢による衰弱 13.3%
要介護3	認知症 30.3%	脳血管疾患(脳卒中) 19.8%	高齢による衰弱 12.8%
要介護4	認知症 25.4%	脳血管疾患(脳卒中) 23.1%	骨折・転倒 12.0%
要介護5	脳血管疾患(脳卒中) 30.8%	認知症 20.4%	骨折・転倒 10.2%
総数	認知症 18.0%	脳血管疾患(脳卒中) 16.6%	高齢による衰弱 13.3%

【取組内容】

- ・認知症の疑いがある人を早期発見し、認知症初期集中支援チームや関係機関と連携し、認知症が疑われる人の早期のアプローチを検討支援していきます。
- ・認知症について正しく理解をするための講演、認知症サポーター養成講座、予防教室を開催し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりを推進します。
- ・令和元年度から開始したボランティア団体わすれんぼクラブ主催のわすれんぼカフェを共催しています。当事者、家族、その他の地域の方が集まって・・・

3-6. 効果的・効率的な介護給付の推進

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、過不足のないサービスを提供することが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保と、費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが介護保険制度の信頼と、持続可能な制度の構築に資するものである。そのために、介護給付の適正化事業の推進に取り組むことが重要です。

3-7. 小規模多機能型居宅介護事業の推進

小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、心身の状況・希望・環境をふまえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供し、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指します。現在日野町にこのサービスはありませんが、今後、開設に向けて検討します。

3-8. 介護人材確保及び資質向上の取組

医療介護において、町内事業所で働く人材確保と定住促進をはかるため、「日野町福祉人材確保型奨学金返還支援補助金」制度を推進します。

介護の仕事の理解促進を図り、介護分野で働く人を確保するため、日野高校の介護福祉分野教育への協力に取り組みます。

いきいき百歳体操や認知症サポーターなど地域のボランティア活動を推進します。

日野町における【地域包括ケアシステム】



医療



つけ医

- ・日野病院
- ・黒坂診療所
- ・日南病院
- ・江尾診療所
- ・岡歯科医院

調剤薬局

- ・トミヤ調剤薬局
- ・おしどり調剤薬局

連携病院

- ・急性期病院
- ・地域包括ケア病床、回復期病院
- ・リハビリ専門病院



救急

江府消防署（西部消防局）

- ・迅速な救急搬送
- ・地域における予防救急、応急手当の普及

介護



ビス

- ・通所介護（かじか荘）
- ・通所リハビリ（おしどり荘）
- ・訪問介護（おしどり荘訪問介護事業所）
- ・訪問看護・リハビリ（日野病院訪問看護ステーション）
- ・福祉用具販売・貸与（あいご）
- ・短期入所生活介護（特別養護老人ホームあいご）
- ・短期入所療養介護（老人保健施設おしどり荘）
- ・住宅改修（町内外工務店等）

施設系サービス

- ・介護老人保健施設（老人保健施設おしどり荘）
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホームあいご）

地域密着型サービス

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホームいちょうの木）
- ・小規模多機能居宅介護

居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）

- ・日野病院居宅介護支援事業所
- ・ケアプランセンター日翔会

【認知症施策】

- ・認知症地域支援推進員
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・認知症高齢者等事前登録事業



役場健康福祉課

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、障がい者福祉、高齢者福祉など

日野町福祉事務所

- ・生活保護、生活困窮自立支援など

地域包括支援センター

- ・総合相談窓口、介護予防ケアマネジメント、ケアマネジメント支援
- ・介護予防・健康教室の開催、介護家族者の集い（認知症と家族の会）など

健康福祉センター

- ・各種検診、各種感染症予防啓発、ワクチン接種勧奨

医療・介護・救急の連携推進

地域ケア会議 地域ケア連絡会



高齢者

住まい

- ・自宅（持ち家、借家）
- ・町営住宅
- ・高齢者自立支援センターなど



家族

高齢者見守り活動意見交換会 生活支援コーディネーターの配置

要支援者等を地域で支える仕組みづくり

生活支援サービスの活用

生活支援

見守り

- ・民生児童委員
- ・見守り支援員
- ・社会福祉協議会
- ・日野ボランティアネットワーク
- ・地域スーパーあいきょう（買い物福祉サービス支援事業）
- ・中山間集落見守り支援事業（現在17事業所と協定書締結）
- ・救急医療情報キット配布
- ・緊急通報電話（キッズ携帯の勧奨）

生活交通確保

- ・日野町営バス
- ・タクシー利用者助成事業

買い物支援

- ・地域スーパーあいきょうによる移動販売

配食サービス

- ・民間事業者

作業請負

- ・ライフサポート事業

ボランティア活動

- ・老人クラブ
- ・おしゃべりカフェ
- ・日野ボランティアネットワーク
- ・わすれんぼカフェ

4. 包括的支援事業

4-1. 地域包括支援センターの設置

公正・中立な立場から、地域における総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関として地域包括支援センターが設置されています。

日常生活圏域の設定数が1つである日野町においては、直営の地域包括支援センターを1か所設置しています。

地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士の3職種を配置することになっており、人口規模により日野町では2人配置しています。

3職種以外の認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、看護師等の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、業務が適切に実施されるよう適切な人材を配置して機能強化に努めます。

区分	内容
運営方法	直営方式 1か所(平成18年4月1日～)
役割	介護予防事業のマネジメント 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援 高齢者に対する虐待防止及び早期発見など権利擁護事業 支援困難ケースへの対応など地域のケアマネージャーへの支援
配置場所	日野町役場健康福祉課内(日野町根雨101)
配置職種	・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のうち2人 (その他、必要に応じて職員を配置)

※ 地域包括支援センターは、町から指定介護予防支援事業所として指定を受けています。

4-1-1. 介護予防ケアマネジメント事業

本町がスクリーニングした対象者リストに基づいて、1次アセスメント、介護予防ケアプラン作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価を行います。また、予防給付に対するケアプラン作成、アセスメントを行います。

4-1-2. 総合相談支援業務

高齢者の総合的な相談窓口として、専門職員を配置し、多面的な支援を展開します。また関係機関と連携して対応しています。これにより見守りや支援の必要な人の把握にも努めています。

4-1-3. 権利擁護業務

権利擁護、成年後見制度の活用、虐待早期発見のためのネットワーク構築に努めます。

4-1-4. 包括的・継続的マネジメント支援事業

多職種協働、連携による長期継続ケアマネジメントの後方支援、地域包括ケアシステム確立への取り組みを推進します。

関係機関と連携して、「地域ケア会議」を開催し、関係機関との情報交換、協力を推進しています。

また、介護支援専門員支援として、要介護者の困難事例に対する相談や訪問活動を行なっています。

5. 任意事業

5-1. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、心身障がいや認知症などで判断能力が不十分になった障がい者や高齢者を支援することを目的としています。

地域包括支援センターでは、相談内容に応じて、成年後見制度利用の手続きの説明・費用の助成など制度利用を繋げるための支援をしています。

5-2. 介護給付費等費用適正化事業

必要な介護サービス以外にサービスが提供されていないかの検証等を行い、適切な保険給付の提供に努めています。

給付費の通知や給付費の支給に対する適正な運営を図れるよう努めています。

5-3. 家族支援事業

要介護高齢者の方を在宅において介護され、一定の条件を満たした人を対象に、家族介護支援金を支給し支援しています。これは介護をしている方の介護負担及び経済的負担を軽減するとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続を図ることを目的としています。

6. 高齢者健康づくり事業

6-1. 健康診査

心臓病・脳卒中・糖尿病、高血圧などの生活習慣病のスクリーニングを行い、疾患を早期発見することを目的としています。また、単に「要医療者」の発見だけではなく、受診者を健康相談、健康教育など必要な事業につなげて、自分の日常生活を振り返り、健康管理に関する自覚を高め、疾病を予防する事も目的としています。対象者には、個別通知と広報により周知を図っています。

なお、40～74歳の国民健康保険加入者を対象にした特定検診受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者には、特定保健指導を実施し、疾病の発病予防に努めています。

6-2. 健康相談

心身の健康、疾病及び健康づくりに関する個別の相談に応じ、その中で自らの生活を振り返り、自分自身が満足して生きて行ける方法を自己決定できるような情報提供・助言を行い、日常生活での自己健康管理につなげることを目的としています。

6-3. 健康教育

生活習慣病の予防・健康づくり等、健康に関する正しい知識を広く普及することにより、住民自らが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、壮年期から健康の保持増進を推し進めることを目的としています。

40歳以上の方を対象としており、健康診査の事後指導等や他の事業にて必要と思われる対象者へのPRに努めています。

6-4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握し、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の推進に取り組めます。

7. 高齢者福祉事業

日野町社会福祉協議会で、様々な高齢者福祉サービスを行っています。

7-1. 高齢者自立センターの管理運営

高齢者の生活自立支援のための居室を貸与しています。また、センターの設備を利用し、介護予防及び健康づくり研修を通じ、地域の社会福祉に貢献しています。

7-2. 緊急通報用電話の設置

緊急通報装置を設置することにより急病や災害時に迅速かつ適正な対応を図り、その福祉に資することを目的としています。

7-3. 無料法律相談所の設置

毎月1回、弁護士の協力を得て、無料法律相談を行っています。相談内容は土地の問題から家族の問題などさまざまとなっています。

7-4. ねたきり高齢者、一人暮らし高齢者の慰問激励

歳末助け合い運動として、ねたきり高齢者や一人暮らしの高齢者の方を対象に慰問品(灯油券、商品券、正月餅)を配布しています。

7-5. 災害時における支え愛地域づくり推進事業の実施

地域支え合いマップの取り組みや地域支え愛会議において、地域の見守り活動や支え愛活動に進展することが期待できます。

8. 生きがい活動

8-1. 老人福祉センター

60歳以上の人又は老人クラブの会員に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供しています。

8-2. 敬老事業

地域の高齢者に対し、敬老慰問等により敬い尊ぶとともに激励することを目的としています。

敬老慰問は、町内男女最高齢者、満100歳、満88歳を対象としています。

また、日野町社会福祉協議会でも最高齢者、数え94歳を対象として慰問しています。

8-3. おしどり学園

高齢者の生涯学習の一環として、時代の変化に対応する講座と楽しい活動を通じて、仲間づくりと生きがいつくり、健康づくりを図り、生活を豊かにすることを目的としています。

毎月開催され、参加は自由となっています。様々な講演と生きがい活動が用意されており、明るい長寿社会づくり、地域を豊かにする社会活動、保健福祉の向上に努めています。

8-4. ふれあいサロン

地域の間人関係が希薄化している中、地域に住む人たちの出会いの場、交流の場、仲間づくりの場を目的として、日野町社会福祉協議会が主体となり、平成20年度から「ふれあいサロン」が始まりました。高齢者だけではなく、若者や児童なども参加対象としています。

9. 社会参加の促進

9-1. 老人クラブ活動への支援

生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。

9-2. ボランティア活動支援とライフサポート事業の推進

豊かな経験と知識、比較的自由になる時間を生かして、高齢者がボランティア活動を果たす役割が大きくなっています。ボランティア活動の支援を実施する日野町社会福祉協議会ボランティアセンターにより、高齢者の社会参加を促進しています。また、ライフサポート事業の推進により、依頼者と援助者をつなぎ地域での助け合い及び高齢者の社会参加、就労支援を支援します。

10. 自立支援・介護予防・重度化防止及び介護給付の適正化への取組と目標

平成 30 年度～令和 2 年度

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	目標値 (令和 2 年度まで)
いきいき百歳体操実施地区数 (実人数)	23 地区 (247 人)	26 地区 (289 人)	33 地区 (346 人) 12 月 17 日現在 新規事業 (* 商品券・ 備品補助)	令和 2 年度に 30 団体 280 人
認知症サポーター養成講座・予防教室 (参加者数)	5 回 (68 人)	12 回 (141 人)	4 回 (34 人) 12 月 26 日現在 映画上映	平成 30 年度～令和 2 年度に 15 回 (150 人)
リハビリ専門職員による指導 (参加者数)	17 回 (247 人)	16 回 (217 人)	コロナ感染症対策のため派遣見合わせ	平成 30 年度～令和 2 年度に 50 回 (500 人)

* 日野町いきいき百歳体操奨励商品券事業、日野町いきいき百歳体操推進事業補助金

令和 3 年度～令和 5 年度

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	備考
いきいき百歳体操実施地区数 (実人数)	35 団体 (365 人)	38 団体 (395 人)	40 団体 (415 人)	
フレイルチェック・体力測定実施回数 (参加者数)	15 回 (150 人)	25 回 (250 人)	30 回 (300 人)	評価指標、現状把握、動機付け、運動指導目的 (ASTER II 活用・ロコタス活用)
わすれんぼカフェ等 (オレンジカフェ)	12 回 (360 人)	13 回 (370 人)	14 回 (380 人)	ボランティア団体主催、多機関連携で認知症支援
認知症サポーター養成講座・予防教室 (参加者数)	6 回 (90 人)	7 回 (100 人)	8 回 (110 人)	
リハビリ専門職員による指導 (参加者数)	15 回 (205 人)	16 回 (215 人)	17 回 (225 人)	リハビリ専門職員による指導のための委託事業の継続
地域ケア会議開催回数	12 回	13 回	14 回	事例検討会、地域連絡会など 医療介護、多職種連携、各地域課題の検討、資質向上
健康寿命 (歳)	男 79.8 女 84.6	男 80.0 女 84.8	男 80.2 女 85.0	(参考) KDB、年度累計平均自立期間 (要介護 2 以上を不健康と定義) 令和 13 年→男性 82 歳、女性 87 歳を目指す。

* PDCA サイクルに沿って推進する

介護給付適正化事業 (①～⑤主要適正化事業)

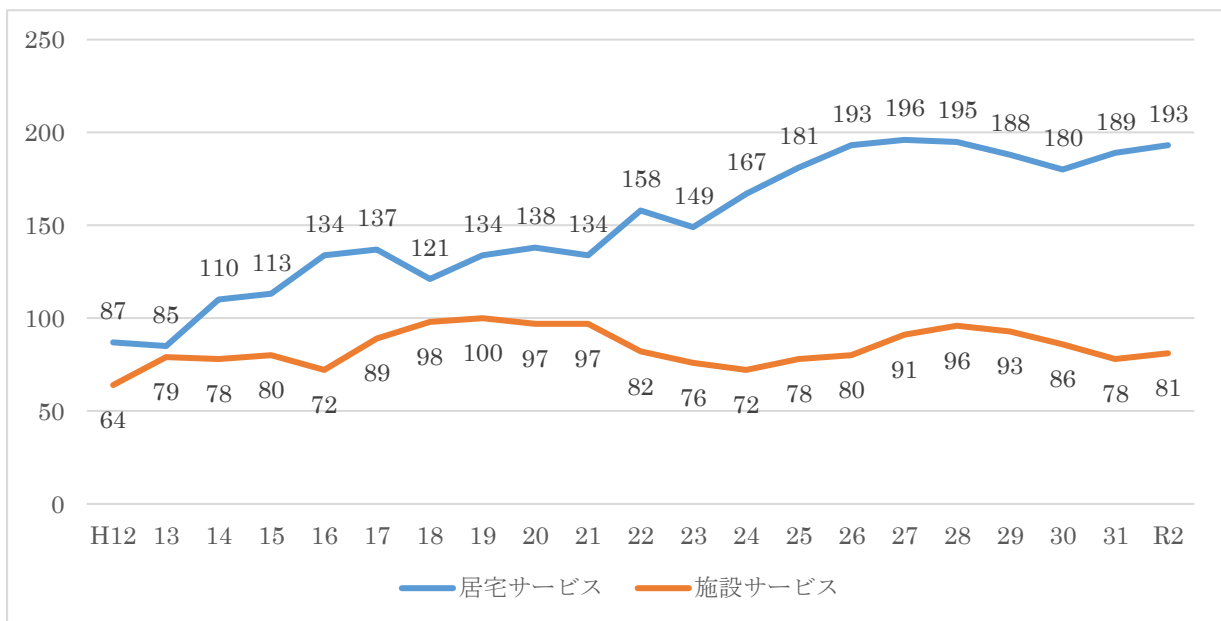
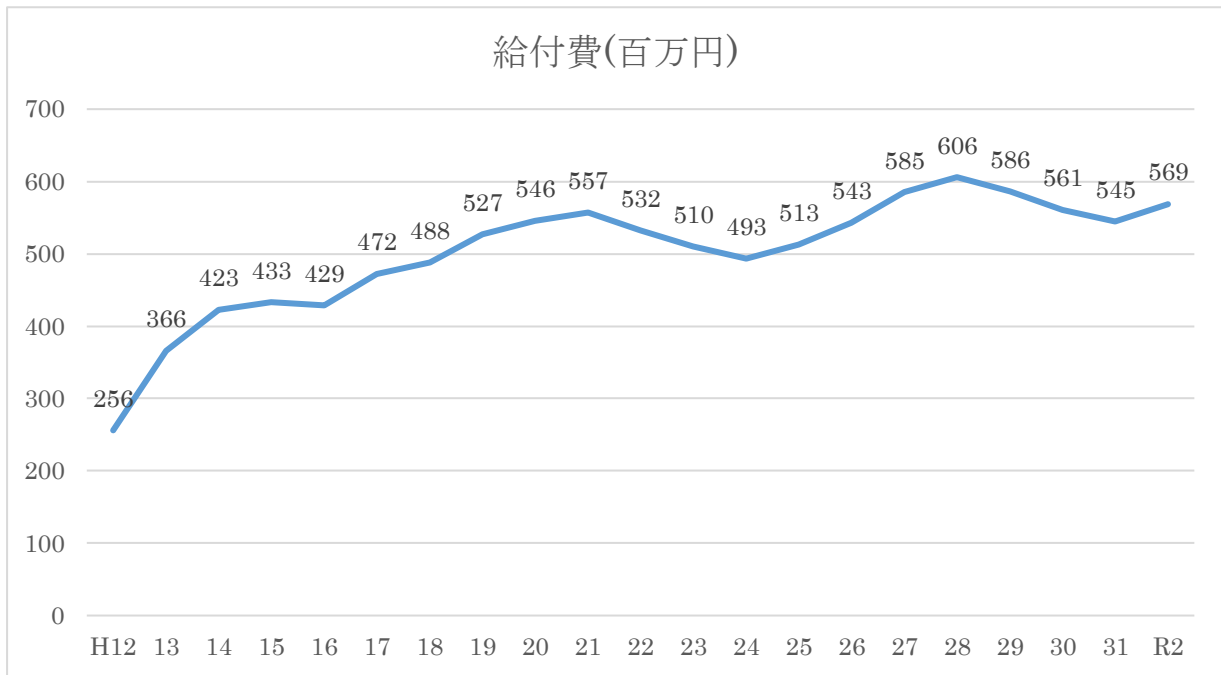
	平成 30 年度～令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度～5 年度 (目標)
要介護認定の適正化 ① 認定調査状況チェック	遠方以外は町職員が調査した。調査内容を 2 人でチェックし、適正化を図った。	遠方以外は町職員が調査する。調査内容を 2 人でチェックし、適正化を図る。
ケアマネジメント等の適切化 ② ケアプラン点検の実施	ケアプランを、全員の更新申請時に町に提出。	全員の更新申請時に町に提出されたケアプラン等の点検方法を充実する。
③ 住宅改修などの点検	町職員が全件現地確認を行った。	町職員が全件現地確認を行う。 福祉用具の必要性利用状況の点検を実施。
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 ④ 「医療情報との突合」・「縦覧点検」	国保連合会に委託して実施した。	国保連合会に委託して実施する。
⑤ 介護給付費通知	全員に送付した。	全員に送付する。

第4章 介護保険サービスの利用状況

1. 介護給付費の推移

介護サービス費用の1割又は2割が利用者負担、残り9割又は8割が保険者(町)負担となります。

平成21年度からの施設入所者の減少に伴い、一時的に保険給付費が減少しましたが、介護サービス利用の増加に伴い平成25年度から平成28年度まで右肩上がりで給付費が増加しました。第7期の平成30年度から令和2年度は、介護予防・重度化防止が図られ施設費が減少した見込みです。



2. 第7期介護給付費の実績

①居宅サービス費(要介護認定者)

[単位:円]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
訪問介護	(実績) 23,460,323	21,934,276	26,055,470	71,450,069
	(推計) 22,248,000	24,841,000	27,035,000	74,124,000
訪問入浴介護	(実績) 0	0	11,304	11,304
	(推計) 0	0	0	0
訪問看護	(実績) 15,275,598	14,691,472	13,139,672	43,106,742
	(推計) 18,311,000	21,157,000	25,300,000	64,768,000
訪問リハビリテーション	(実績) 118,376	160,038	0	278,414
	(推計) 0	0	0	0
居宅療養管理指導	(実績) 2,360,332	2,620,660	3,305,938	8,286,930
	(推計) 2,372,000	2,435,000	2,494,000	7,301,000
通所介護	(実績) 45,997,137	50,449,938	51,597,600	148,044,675
	(推計) 46,733,000	47,042,000	48,015,000	141,790,000
通所リハビリテーション	(実績) 47,073,809	46,545,484	46,011,037	139,630,330
	(推計) 47,246,000	49,062,000	50,685,000	146,993,000
短期入所生活介護	(実績) 6,465,301	7,960,663	6,427,818	20,853,782
	(推計) 10,616,000	11,556,000	12,475,000	34,647,000
短期入所療養介護	(実績) 9,701,280	11,132,462	11,616,250	32,449,992
	(推計) 10,917,000	13,584,000	16,057,000	40,558,000
福祉用具貸与	(実績) 11,196,698	11,188,283	11,736,106	34,121,087
	(推計) 13,253,000	13,499,000	13,736,000	40,488,000
特定福祉用具購入費	(実績) 278,173	462,279	368,300	1,108,752
	(推計) 430,000	462,000	493,000	1,385,000
住宅改修費	(実績) 1,033,710	689,890	550,388	2,273,988
	(推計) 1,669,000	2,012,000	2,330,000	6,011,000
居宅介護支援	(実績) 22,747,902	23,517,010	22,544,154	68,809,066
	(推計) 22,651,000	21,954,000	21,321,000	65,926,000
特定施設入居者生活介護	(実績) 2,181,634	2,134,946	4,716,076	9,032,656
	(推計) 6,292,000	6,642,000	6,971,000	19,905,000
計	(実績) 187,890,273	193,487,401	198,080,113	579,457,787
	(推計) 202,738,000	214,246,000	226,912,000	643,896,000

※令和2年度実績は見込み値とします。(推計)は第7期計画の推計値です。

②居宅サービス費(要支援認定者)

[単位:円]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
訪問介護	(実績) 6,524,607	5,515,176	4,875,822	16,915,605
	(推計) 8,110,681	8,307,543	4,252,202	20,670,426
訪問看護	(実績) 3,719,128	4,933,365	6,409,890	15,062,383
	(推計) 4,609,773	4,721,661	4,833,549	14,164,983
訪問リハビリテーション	(実績) 105,696	0	0	105,696
	(推計) 295,738	302,916	310,094	908,748
居宅療養管理指導	(実績) 388,337	255,537	85,032	728,906
	(推計) 476,169	487,727	499,284	1,463,180
通所介護	(実績) 3,903,517	3,225,929	2,628,890	9,758,336
	(推計) 5,303,763	5,432,495	2,780,614	13,516,872
通所リハビリテーション	(実績) 11,891,693	10,448,492	9,524,360	31,864,545
	(推計) 14,713,962	15,071,097	15,428,232	45,213,291
短期入所生活介護	(実績) 275,067	149,337	0	424,404
	(推計) 335,463	343,605	351,747	1,030,815
短期入所療養介護	(実績) 116,208	338,265	462,618	917,091
	(推計) 468,543	479,915	491,288	1,439,746
福祉用具貸与	(実績) 1,319,357	1,583,896	2,162,800	5,066,053
	(推計) 1,126,651	1,153,997	1,181,343	3,461,991
特定福祉用具購入費	(実績) 223,146	327,382	414,306	964,834
	(推計) 304,550	311,942	319,334	935,826
住宅改修費	(実績) 1,542,878	1,265,153	1,791,072	4,599,103
	(推計) 2,037,484	2,086,938	2,136,391	6,260,813
介護予防支援	(実績) 3,364,900	3,134,900	3,128,400	9,628,200
	(推計) 3,410,927	3,493,717	3,576,506	10,481,150
特定施設入居者生活介護	(実績) 1,144,557	1,033,350	485,946	2,663,853
	(推計) 728,078	745,750	763,422	2,237,250
計	(実績) 34,519,091	32,210,782	31,969,136	98,699,009
	(推計) 41,921,782	42,939,303	36,924,006	121,785,091

※令和2年度実績は見込み値とします。(推計)は第7期計画の推計値です。

③地域密着型サービス費(要介護・要支援認定者)

[単位:円]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
認知症対応型共同生活介護	(実績) 48,680,487	48,911,508	50,873,945	148,465,940
	(推計) 50,270,000	50,874,000	51,477,000	152,621,000
認知症対応型通所介護	(実績) 0	0	0	0
	(推計) 1,095,000	1,109,000	1,122,000	3,326,000
小規模多機能型居宅介護	(実績) 757,359	354,618	0	1,111,977
	(推計) 1,598,000	1,617,000	1,636,000	4,851,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(実績) 2,240,280	2,454,327	330,606	5,025,213
	(推計) 1,598,000	1,617,000	1,636,000	4,851,000
地域密着型通所介護	(実績) 0	0	0	0
	(推計) 2,101,000	2,126,000	2,151,000	6,378,000
計	(実績) 51,678,126	51,720,453	51,204,551	154,603,130
	(推計) 56,662,000	57,343,000	58,022,000	172,027,000

※令和2年度実績は見込み値とします。(推計)は第7期計画の推計値です。

④施設サービス費(要介護認定者のみ)

[単位:円]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
介護老人福祉施設	(実績) 89,444,769	99,328,787	97,565,166	286,338,722
	(推計) 99,360,000	107,284,000	116,113,000	322,757,000
介護老人保健施設	(実績) 170,997,560	137,992,510	134,595,290	443,585,360
	(推計) 200,879,000	209,891,000	219,799,000	630,569,000
介護療養型医療施設	(実績) 591,381	2,386,764	3,806,892	6,785,037
	(推計) 0	0	0	0
介護医療院サービス	(実績) 1,511,316	2,773,386	11,309,536	15,594,238
	(推計) 0	0	0	0
計	(実績) 262,545,026	242,481,447	247,276,884	752,303,357
	(推計) 300,239,000	317,175,000	335,912,000	953,326,000

※令和2年度実績は見込み値とします。(推計)は第7期計画の推計値です。

⑤その他給付費(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料)

[単位:円]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
その他給付費	(実績) 35,744,017	32,204,707	34,427,091	102,375,815
	(推計) 43,375,000	42,960,000	42,604,000	128,939,000

※令和2年度実績は見込み値とします。(推計)は第7期計画の推計値です。

⑥標準給付費(①～⑤合計)

[単位:円]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
標準給付費 (①～⑤合計)	(実績) 561,279,064	545,025,658	569,675,058	1,675,979,780
	(推計) 630,339,000	661,922,000	696,695,000	1,988,956,000
【財源内訳】 第1号保険料負担分	(実績) 99,907,673	97,014,567	101,402,160	298,324,401
	(推計) 112,200,342	117,822,116	124,011,710	354,034,168

※令和2年度実績は見込み値とします。(推計)は第7期計画の推計値です。

⑦地域支援事業費

[単位:円]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計
地域支援事業費	(実績) 23,627,616	27,746,735	28,000,000	79,374,351
	(推計) 28,650,000	28,546,000	28,442,000	85,638,000
【財源内訳】 第 1 号保険料負担分	(実績) 4,205,716	4,938,919	4,984,000	14,128,634
	(推計) 5,099,700	5,081,188	5,062,676	15,243,564

※令和 2 年度実績は見込み値とします。(推計)は第 7 期計画の推計値です。

⑧第 1 号保険料等収納額

[単位:円]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計
第 1 号保険料収納額	(実績) 127,646,700	122,503,700	118,849,200	368,999,600
	(推計) 119,466,042	125,069,304	131,242,386	375,777,732
低所得者保険料軽減負担金	(実績) 697,244	3,777,689	6,598,387	11,073,320
	(推計) 0	0	0	0

※令和 2 年度実績は見込み値とします。(推計)は第 7 期計画の推計値です。

⑨第 7 期保険料過不足

[単位:円]

	第 1 号保険料 等収入額⑨	標準給付費 ⑥	地域支援事 業費⑦	償還金	差引 ⑨-(⑥+⑦+償還金)
H30～R2 実績 (見込)	368,999,600	298,324,401	14,128,634	6,500,000	50,046,565
【参考】第 7 期 推計	375,777,732	354,034,168	15,243,564	6,500,000	0

第 1 号保険料収入額が第 7 期計画に近い額を収納できたことに対し、介護給付費の実績は第 7 期計画値を大幅に下回った為、約 50,046 千円が介護給付費準備基金へ積立となる見込みです。

第5章 第8期介護給付費等見込み及び保険料

1. 第8期介護給付費推計

①居宅サービス費(要介護認定者)

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
訪問介護	27,556	27,556	27,556	82,668	68,555	63,484
訪問看護	13,650	13,650	13,650	40,950	15,511	11,345
居宅療養管理指導	3,576	3,576	3,576	10,728	3,401	2,664
通所介護	51,279	51,279	51,279	153,837	51,731	41,457
通所リハビリテーション	47,280	48,143	49,068	144,491	48,529	38,885
短期入所生活介護	6,944	6,944	6,944	20,832	4,321	3,731
短期入所療養介護	12,500	13,615	13,615	39,730	14,178	11,717
福祉用具貸与	11,700	11,700	11,700	35,100	11,939	9,496
特定福祉用具購入費	432	432	432	1,296	278	278
住宅改修費	1,056	1,056	1,056	3,168	579	579
居宅介護支援	23,515	23,515	23,515	70,545	22,275	17,767
特定施設入居者生活介護	5,256	5,520	5,760	16,536	5,760	2,134
計	204,744	206,986	208,151	619,881	247,057	203,537

②居宅サービス費(要支援認定者)

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
訪問看護	8,700	8,700	8,700	26,100	7,258	5,259
居宅療養管理指導	360	360	360	1,080	599	539
訪問リハビリテーション	360	360	360	1,080	0	0
通所リハビリテーション	7,440	7,440	7,440	22,320	6,759	5,070
短期入所生活介護	960	960	960	2,880	0	0
短期入所療養介護	360	360	360	1,080	236	236
福祉用具貸与	2,500	2,640	2,760	7,900	2,059	1,597
特定福祉用具購入費	672	672	672	2,016	196	196
住宅改修費	990	1,080	1,101	3,171	558	558
介護予防支援	3,137	3,137	3,137	9,411	2,245	1,764
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
計	25,479	25,709	25,850	77,038	19,910	15,219

③地域密着型サービス費

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
認知症対応型共同生活介護	55,913	56,273	56,273	168,459	53,879	50,806
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	38,836	38,836	77,672	39,096	39,096
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	0	0	0	0
計	55,913	95,109	95,109	246,131	92,975	89,902

④施設サービス費

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
介護老人福祉施設	105,600	105,600	105,600	316,800	89,342	73,612
介護老人保健施設	151,200	151,200	151,200	453,600	126,652	99,967
介護療養型医療施設	4,200	4,200	4,200	12,600	0	0
介護医療院	7,888	7,888	7,888	23,664	29,277	20,950
計	268,888	268,888	268,888	806,664	245,271	194,529

⑤その他給付費(特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料)

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
その他給付費	35,277	35,277	35,277	105,831	28,438	24,542

⑥標準給付費(①～⑤合計)

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
標準給付費(①～⑤合計)	590,301	631,969	633,275	1,855,545	633,651	527,729

[単位:円]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	令和7年度 121,660,992	令和22年度 101,323,968
【財源内訳】 第1号保険料負担分	113,337,792	121,338,048	121,588,800	356,264,640		

⑦地域支援事業費

[単位:千円]

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計	令和 7年度	令和 22年度
地域支援事業費	32,764	32,764	32,764	98,292	29,687	23,280

[単位:円]

【財源内訳】 第1号保険料負担分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	令和7年度	令和22年度
	6,290,688	6,290,688	6,290,688	18,872,064	5,699,904	4,469,760

2. 所得段階別被保険者数

段階	率 [基準×割合]	対象者数				基準割合 補正後対象者数	(参考)
		R3年度	R4年度	R5年度	計		
第1段階	基準×0.5	158	150	145	453	453×0.5=226	令和7年度 1,277人 令和22年度 809人
第2段階	基準×0.75	202	198	190	590	590×0.75=442	
第3段階	基準×0.75	194	188	180	562	562×0.75=421	
第4段階	基準×0.9	113	113	113	339	339×0.9=305	
第5段階	基準	333	330	324	987	987×1.0=987	
第6段階	基準×1.2	215	210	205	630	630×1.2=756	
第7段階	基準×1.3	135	135	145	415	415×1.3=539	
第8段階	基準×1.5	49	49	49	147	147×1.5=220	
第9段階	基準×1.7	35	35	35	105	105×1.7=178	
計		1,434	1,408	1,386	4,228	4,074	

【対象者条件】

段階	条件
第1段階	生活保護受給者又は、住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等が80万円以下
第2段階	住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下
第3段階	住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等が120万円超
第4段階	住民税課税世帯(本人非課税)かつ本人の年金収入等が80万円以下
第5段階	住民税課税世帯(本人非課税)かつ本人の年金収入等が80万円超
第6段階	本人住民税課税かつ合計所得が120万円未満
第7段階	本人住民税課税かつ合計所得が120万円以上210万円未満
第8段階	本人住民税課税かつ合計所得が210万円以上320万円未満
第9段階	本人住民税課税かつ合計所得が320万円以上

3. 第8期介護保険料算出

標準給付見込額及び地域支援事業費の第1号被保険者負担分から財政安定化基金償還金などを算出して、介護保険料収納必要額を算出します。

介護保険料収納必要額に予定介護保険料収納率(100%)とし、所得段階別加入割合で割って、保険料の年額を算出します。

算定の諸係数(主な係数)

[単位:円]

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画 合計	令和 7年度	令和 22年度
標準給付費 【第1号保険料負担分】	113,337,792	121,338,048	121,588,800	356,264,640	121,660,992	101,323,968
地域支援事業費 【第1号保険料負担分】	6,290,688	6,290,688	6,290,688	18,872,064	5,699,904	4,469,760
合計①	119,628,480	127,628,736	127,879,488	375,136,704	127,360,896	105,793,728
準備基金取崩②				40,000,000	20,000,000	20,000,000
保険料収納必要額③ (①-②)				335,136,704	107,360,896	85,793,728
基準割合補正後被保険者数④				4,074	1,277	809
第8期保険料(年額)⑤ (③/④) ※100円未満切り上げ				82,300	84,100	106,100
第8期保険料(月額)⑥ (⑤/12)				6,859	7,100	8,842

4. 所得段階別第8期介護保険料

[単位:円]

区 分	所 得 区 分	率	年額保険料		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
第1段階	生活保護受給者又は、住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等が80万円以下	0.5	41,150	41,150	41,150
第2段階	住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下	0.75	61,725	61,725	61,725
第3段階	住民税非課税世帯かつ本人の年金収入等が120万円超	0.75	61,725	61,725	61,725
第4段階	住民税課税世帯(本人非課税)かつ本人の年金収入等が80万円以下	0.9	74,070	74,070	74,070
第5段階	住民税課税世帯(本人非課税)かつ本人の年金収入等が80万円超	1.0	82,300	82,300	82,300
第6段階	本人住民税課税かつ合計所得が120万円未満	1.2	98,760	98,760	98,760
第7段階	本人住民税課税かつ合計所得が120万円以上200万円未満	1.3	106,990	106,990	106,990
第8段階	本人住民税課税かつ合計所得が200万円以上300万円未満	1.5	123,450	123,450	123,450
第9段階	本人住民税課税かつ合計所得が300万円以上	1.7	139,910	139,910	139,910

※【低所得者保険料軽減後の額】

第1段階 82,300円×0.3= 24,690円

第2段階 82,300円×0.5= 41,150円

第3段階 82,300円×0.7= 57,610円

【用語解説】

居宅サービス費

訪問介護	ホームヘルパーが身体介護（食事、排せつ、入浴などの世話）や生活援助（部屋の掃除や洗濯、食事の準備など）を行います。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで入浴サービスを行います。
訪問看護	看護師などが療養上の世話などを行います。
訪問リハビリテーション	専門職がリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、介護などを受けます。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設などに通い、リハビリテーションを受けます。
短期入所生活介護 （ショートステイ）	短期間、施設などに入所して、食事、入浴などの介護や看護を受けます。
短期入所療養介護	※医療型のショートステイ
福祉用具貸与	介護ベッドや車椅子などの福祉用具が借りられます。
特定福祉用具購入	排せつや入浴など、貸与になじまない福祉用具を購入できます。
住宅改修費	小規模な住宅改修（手すり取付など）ができます。
居宅介護（介護予防）支援	※ケアプラン料
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどの入居者が、日常生活の介護や機能訓練を受けます。

地域密着型サービス費

認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の高齢者が共同生活をしながら、介護や機能訓練などを受けます。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受けます。
小規模多機能型居宅介護	在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受けます。
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による対応で、介護と看護の連携したサービスを受けます。
地域密着型通所介護	小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

施設サービス費

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。（※要介護3以上が対象）
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。（※要介護1以上が対象）
介護療養型医療施設	病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けます。（※要介護1以上が対象）